



みんなで考えよう！
いずみの景観

Landscape of Izumi city

出水市の景観に対する取り組みを2月号から4回にわたってシリーズで紹介しています。

3月号では、出水市の歴史、都市・社会基盤に関する景観資源の紹介と、「なぜ景観づくりに取り組む必要があるか」を説明しました。

今回は、桜の名所と、出水市に伝わる歴史的な祭事、市民に親しまれる祭・イベントの景観を紹介します。また、景観づくりにおける出水市の取り組みについて説明します。

桜の名所

出水市には、桜の名所が各地にあり、春になると美しい花を咲かせます。ここでは一部ですが、出水市内の桜の名所を紹介します。

皆さんも現地に足を運ばれて、出水の桜をお楽しみください。

■東光山公園



■特攻碑公園前



■高野山公園



ふるさといずみ桜まつり



■高川ダム



■出水麓武家屋敷



■熊陳馬場



■城山墓地公園



祭事・イベントに関する景観資源

市民に伝わる民俗芸能等の文化的景観、祭りなどに見られる各地の特色を反映した民俗芸能、出水市の伝統として庶民の間で長く受け継がれているもの

■兵六踊り（紫尾神社祭礼の奉納）



■田の神舞（熊野神社の奉納踊り）



■種子島楽（出水麓地区）



■中の市



■出水麓祭り



■大産業祭



景観づくりにおける出水市の取り組み

出水市では、これまで「出水市総合計画」などの計画に基づき、景観に配慮した公共施設の整備、環境美化の活動、歴史的街並みの保存、ツルの保護運動などを推進してきましたが、市全体としての景観づくりの目標や方針はなく、具体的な取り組みは十分ではありませんでした。

そこで、出水市では、景観法^{※1}に基づくさまざまな景観形成の仕組みを活用し、出水らしさを活かした美しい景観の形成を積極的に推進していくため、平成19年3月13日に景観行政^{※2}団体となり、平成20年度から2年をかけて景観計画や景観条例を策定することにしています。

※1 景観法：平成16年6月、我が国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法」が制定されました。景観行政団体は、景観法に基づく「景観計画」を策定することで、良好な景観形成のための行為の制限を始め、法に基づくさまざまな景観形成の仕組みを活用することが可能となりました。

※2 景観行政団体：景観法に基づいて、景観計画策定等、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、景観行政を担う主体となります。鹿児島県では、出水市を含めた16市町と県が景観行政団体となっています（平成20年11月7日現在）。

今後の取り組みとして、現在策定を進めている景観計画の素案を市民の皆さまに見ていただき、ご意見をお聴きして計画に反映させる「パブリックコメント手続」を行う予定です。

また、景観に対しての関心をより深めていただくため、景観に関する講演会やパネルディスカッション等を交えた「景観フォーラム」の開催も予定しております。

出水市の景観づくりの基本的な計画となる「景観計画」の策定を進めています！

景観資源の調査結果などを踏まえ、現在、地元の学識経験者や関係団体の代表、公募の方々などで構成する「出水市景観計画策定委員会」において、「景観計画」の策定を進めています。

今回紹介した桜の名所、景観資源及び景観づくりにおける出水市の取り組みについては、市のホームページでも公開しています。

また、景観計画策定委員会の議事の概要や、資料についても公開しています。

(出水市役所ホームページ (<http://www.city.izumi.kagoshima.jp/>)⇒行政⇒景観)

次回は、「景観法」と「景観計画」などについてお知らせします。

景観に関するお問い合わせなどがありましたら、本庁都市計画課 (☎63-2111) までご連絡ください。